

岩手県告示第365号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関の指定に係る医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和8年7月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地		担当する自立支援医療の種類	変更年月日
	変更前	変更後		
イース薬局	盛岡市中太田新田25番地140	盛岡市太田五丁目10番25号	精神通院医療	令和7年9月22日